

平成 28 年 7 月 15 日

地域雇用開発奨励金の対象地域に係るお知らせ

地域雇用開発奨励金については、雇用機会が著しく不足している地域（同意雇用開発促進地域）および若年層・壮年層の流失が著しい地域（過疎等雇用改善地域）において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者を一定の条件で雇い入れた場合に、一定額を助成する制度となっております。

指定地域は以下のとおりです。

1. 同意雇用開発促進地域

(1) 平成 30 年 4 月 30 日までの指定期間

・【熊本地域】

(熊本市（旧富合町、旧城南町、旧植木町を含む）、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町)

(2) 平成 28 年 9 月 30 日までの指定期間

・【荒尾・玉名地域】

(荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町)

・【宇城地域】

(宇土市、宇城市、美里町)

・【八代地域】

(八代市、氷川町)

・【水俣・芦北地域】

(水俣市、芦北町、津奈木町)

・【球磨地域】

(人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村)

・【天草地域】

(天草市、上天草市、苓北町)

2. 過疎等雇用改善地域（以下いずれも平成 29 年 3 月 31 日までの指定期間）

・ 上益城郡甲佐町、山都町

・ 八代市のうち旧八代郡坂本村、旧同郡東陽村、旧同郡泉村

- ・玉名郡和水町
- ・天草市、上天草市
- ・球磨郡多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町
- ・宇城市のうち旧宇土郡三角町
- ・下益城郡美里町
- ・阿蘇市のうち旧阿蘇郡波野村
- ・阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村
- ・水俣市
- ・葦北郡芦北町、津奈木町

3. 地域雇用開発奨励金の申請対象地域について

1の同意雇用開発促進地域及び2の過疎等雇用改善地域の両方とも該当しない市町村は、菊池市、山鹿市、合志市、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇市（旧波野村を除く）の、4市2町となっていますが、それに加えて、同意雇用開発促進地域の指定期間が平成28年9月30日に終了する6地域のうち、荒尾市、玉名市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、八代市（旧八代郡坂本村、旧八代郡東陽村、旧八代郡泉村を除く）、八代郡氷川町、天草郡苓北町、人吉市、球磨郡錦町、宇土市、宇城市（旧宇土郡三角町を除く）の6市6町についても、過疎等雇用改善地域に該当しないため、平成28年10月1日以降は該当しないこととなります。

なお、設置・整備しようとする事業所が、同意雇用開発促進地域であり、かつ過疎等雇用改善地域である地域内に所在する場合は、計画書の提出時にどちらか一方の地域を選択する必要があります。

※本件に関するお問い合わせは、職業安定部職業対策課分室（096-312-0086）までお尋ね下さい。